

議案第69号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）第3条の規定により議決を求める。

平成22年2月9日提出

さいたま市長 清水 勇 人

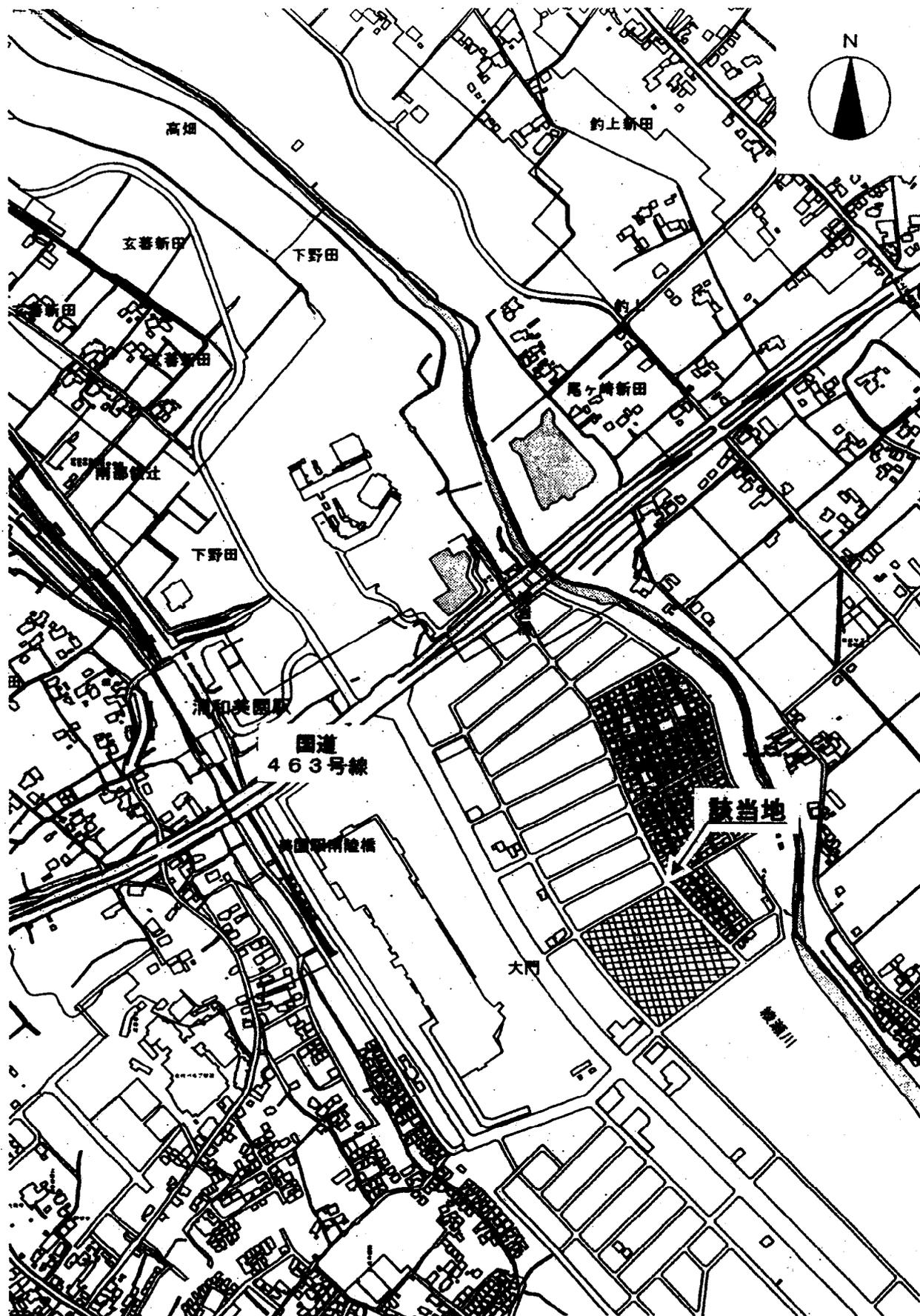
記

- 1 物件の表示 浦和東部第二特定土地区画整理事業地内147街区1画地
22,751.16平方メートル
- 2 取得先 独立行政法人都市再生機構募集販売本部
- 3 取得価格 2,730,139,200円
- 4 取得理由 新設小学校（美園小学校）用地に充てるため。

(参考)

議案第69号関係

案内図



見取図

